

見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

平成29年 9月 1日

全国健康保険協会広島支部

支部長 向井 一誠

1. 調達内容

(1) 調達件名

不用物品の引取処分（裁断機、インタースタッカー、結束機）

(2) 調達案件の仕様等

材質は主に金属（鉄）製、総重量 316kg

詳細は仕様書による。

(3) 履行期間

契約相手方決定後協議する。

(4) 見積競争方法

①当該物品を鉄くず等資源ごみとして買取る意向がある者は、その買取金額を見積書に記して提出すること。買取りの際は当該物品 3 点一括の取扱いとする。

②当該物品を本来の目的で再使用する為買取る意向がある者は、その買取金額を見積書に記して提出すること。買取りの際は当該物品 3 点一括の取扱いとする。

③当該物品を価値無しと判断し、産業廃棄物処理として競争参加する場合は、仕様書に沿って算出された廃棄処理費用の金額を見積書に記して提出すること。廃棄処理の際は当該物品 3 点一括の取り扱いとする。

契約の決定に当たっては、「4. その他（6）契約相手方の決定方法」により決定する。

なお、見積競争に参加を希望する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額（税抜額）を見積書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 25 条及び第 26 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 28、29、30 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」の B、C 又は D の等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 競争参加資格確認書類（別途指示）を当協会広島支部へ提出し、承認を受けた者であること。
- (4) 競争参加資格確認書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (7) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受

けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。

(9) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3. 見積書の提出場所等

(1) 仕様書等の交付場所及び、内容の問い合わせ先

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2階
全国健康保険協会広島支部 企画総務グループ 担当 森山・堀田
電話(代表) 082-568-1014

(2) 見積書及び競争参加資格確認書類の提出期限等

期 限 平成29年9月15日(金) 午前10時00分

提出場所 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2階
全国健康保険協会広島支部 企画総務グループ 担当 森山・堀田

(3) 見積書の提出方法等

- ・ 見積書の様式は任意とする。
- ・ 見積書には、仕様書に示す各種金額を記入すること(詳細は仕様書による。)
- ・ 見積書には、会社名称・代表者氏名を記載し、代表者印を押印すること。
但し、代理として支店長が当該氏名を記載し、支店長印を押印した見積書でも有効とする。
- ・ 郵送で提出する場合は、封筒の目立つ場所に「不要物品の引取処分業務見積書在中」と朱書きをすること。

4. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 全額免除とする。

(3) 見積競争に参加を希望する者に要求される事項等

- ・ この見積競争に参加を希望する者は、競争参加資格確認書類を見積書に添えて提出しなければならない。
- ・ 見積競争に参加を希望する者は、競争参加資格確認書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- ・ 提出した見積書の差替え、変更、取消はできないものとする。
- ・ 見積書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ・ 一旦受領した書類は返却しない。

(4) 見積書の無効

- ・ 記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。
- ・ 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した見積書、見積競争に参加を希望する者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、その他見積の条件に違反した見積書は無効とする。
- ・ 競争参加資格確認書類により当該案件を確実に履行できると認められないと判定された者が提出した見積書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 否

(6) 契約相手方の決定方法

- ・提出資料、見積を元に、本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会広島支部長が判断した者であって、見積書に記載された金額が、全国健康保険協会会計規程第23条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で有効な見積りを行った者を契約候補者とする。
 - ・1. 調達内容(4) 見積競争方法の①・②により買取意向を示した者がある場合は、その金額がより高額な者と契約する。①・②が無く、③により産業廃棄物処理を請負う者のみ参加がある場合は、見積金額がより低い者と契約する。
 - ・同価格の見積書を提出した者が複数いる場合においては、当協会広島支部が指定する方法及び日時場所において、くじ引きにより契約の相手方を決定する。
- ただし、見積書を提出した者が直接くじを引くことができない場合は、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) 見積結果の通知

- ・見積競争の結果、契約の相手方に決定した者には、平成29年9月15日(金)午後3時までに電話で連絡することとする。

(9) 当協会広島支部は、1. 調達内容(4) 見積競争方法②によって、この物品を再使用する目的で買取りする者に対し、動作保障や返品受付は一切しないものとする。

(競争に参加させることができない者)

第25条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。

(競争に参加させないことができる者)

第26条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

1. 競争参加資格確認のための提出物

- ① 平成 28、29、30 年度資格審査結果通知書（全省庁統一参加資格）の写
- ② ・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間【平成 28 年 6 月分から平成 29 年 5 月分まで】の厚生年金保険料及び健康保険料（船員保険にあつては船員保険料）を納付したことが確認できる書類（領収証書の写し又は納付証明書）。
 - ・健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間【平成 28 年 6 月分から平成 29 年 5 月分まで】の厚生年金保険料を納付したことが確認できる書類（領収証書の写し又は納付証明書）。
 - ・厚生年金保険の適用を受けない者は、事業主が直近 1 年間【平成 28 年 6 月分から平成 29 年 5 月分まで】の国民年金保険料を納付したことが確認できる書類（領収証書の写し又は納付証明書）。

2. 提出部数

各 1 部とする。

3. 提出期限及び場所

平成 29 年 9 月 15 日（金）午前 10 時 00 分

〒 732-8512

広島県広島市東区光町 1-10-19 日本生命広島光町ビル 2 階

全国健康保険協会広島支部 企画総務グループ 森山・堀田

電話 082-568-1011